

令和7年6月3日

意見書への回答

相生市教育委員会

第2 第三者委員会の指摘した問題点について

1 当該中学校入学から1年時の学校の対応について

入学した当初、学年部会において本人のことについて情報共有されたものの、12月9日の診断について広く情報共有されていなかったことは概ね事実と考える。発生原因については、広く情報を共有すべきという意識の低さによるものと思われる。

今後は、診断書等については指導支援において重要な情報となるため、口頭や文書による確実な情報共有を実施するとともに、診断等は、個別の支援計画に反映させるとともに、関係職員で共有し支援に活かしていく。

2 2年進級時の学校の対応について

2年進級時の学校の対応については、概ね事実と考える。また、発生原因は学年団の同僚性に問題があったと思われる。

生徒に関する情報共有の時間を定例化し、関係職員で対応していくとともに、今後の通級指導の方針については、SC、SSWの助言を受けながら養護教諭等を含めて十分に検討し、学校として方針を決めていく。

3 通級指導に関する当該校の対応について

通級指導に関する当該校の対応については、概ね事実と考える。通級指導の終了についての判断は基本的に2学期末に行うこととしており、当該生徒についても同じように対応していた。通級利用回数の減や終了時期については、通級担当者が本人や保護者の意見も聞き検討し、校内支援委員会で確定していたが、保護者や専門家と連携を密にとることが必要であったと考える。

今後は通級指導は特に配慮が必要な生徒が利用することから、今後の継続利用や終了については、保護者・本人・学級担任・通級担当者および関係教職員と十分に検討し医療機関等専門家とも連携を密にし、校内支援委員会に諮り決定する。

4 当該校の組織文化上の問題について

当該校の組織文化上の問題については、概ね事実と考える。クラスや部活動での問題・課題については、担任や顧問が窓口となり対応することとしていたが、学校組織としてどのように取り組んでいくのかという組織体制が不十分であった。副担任を軽視していたわけではなく、まずは学級担任が対応すべきであるという担任意識が根強くあったことが要因と考える。

今後は学級担任一人が抱え込むことなく、チーム学校として専門家も交えて、多くの者で情報共有し対応していく必要性について、研修を行い共通理解のもと対応していく。

5 中2の部活での学校の対応について

(1) 12月8日以前の部での状況について

「他の部員からすれば、・・・、さぼっているように見えた。」や「生徒Yは、・・・、本人を見下すようになった。」などの、加害の生徒の様子・心情については、第三者委員会が聞き取り調査によって判断されたものであり、当委員会としては事実としての確認は行っていないが、部活動への参加形態について本人の判断に任せるなどの対応は、概ね事実と考える。

本人の部活動への参加のしかたについて確認し、まわりの生徒への周知方法について配慮して行う必要があった。

今後は生徒に関する情報は、関係者で迅速に情報共有していく。

(2) 12月8日(木)のいじめ事案について

いじめ対応チームとして対応し、本人の心のケアも含め組織的かつ継続的な見守りを実践する必要があった。第三者委員会の調査報告書には「12月8日の出来事をいじめと認知したにもかかわらず、生徒指導提要でも指摘されている、3ヵ月の経過観察も行わなかった」と言及されているが、当該校では生徒指導委員会で3ヵ月後の実態把握・検証する予定であったという点が異なっている。それ以外は、概ね事実と考える。

今後はいじめについては、いじめ対応チームとして経過観察も含め対応をしていくよう徹底する。

6 12月13日(火)のみかんを巡る出来事に関する学校の対応について

(1) 12月13日当日の学校の対応

概ね事実と考える。12月8日のいじめ認知事案は、一部の教員で情報共有されていたことから、今回の件では本人に聞き取りをする等背景事情について調査する必要があった。また、母親からの申し出について、担任は事情を聞くなど実態把握に努める必要があった。

今後は本人や保護者からの相談や申し出については、相談を受けた者だけで判断することなく関係教職員で情報共有しながら対応していく。

(2) 12月13日以降の学校の対応について

概ね事実と考える。個別懇談での再度の母親からの発言に対し、学年団での情報共有やその後本人等に事実確認をする必要があった。情報共有できていなかったことは、学年間職員の同僚性の問題があったと考える。

今後は本人や保護者からの相談や申し出については、相談を受けた者だけで

判断することなく関係教職員で情報共有しながら対応していく。

7 2月10日（金）のいじめに関する学校対応について

概ね事実と考える。この件はSNSに関連する事案であるため、すぐに関係者で情報共有を行い削除要請をする等、早急に対応をする必要があった。あわせて、通級指導担当も今回のいじめ事案について早期に情報共有し、本人の支援をすべきであった。また、生徒指導委員会で情報共有し対応について協議したものの、いじめ対応チームを立ち上げ専門家を交えた対応をする必要があった。

令和6年6月に、「SNSによるいじめ事案の対応マニュアル」を市教委で策定し、各小中学校に研修・周知するとともに、これにより対応するよう改善している。

8 2月17日（金）の学校生活アンケートをめぐる学校の対応について

些細な点を除いて概ね事実と考える。担任は学校生活アンケート結果の内容について確認し、速やかに本人に事情を聞き取るなどし、いじめのその後の見守りを強化すべきであった。また、そのアンケートの内容については広く情報共有するとともに、適切に管理職にも報告すべきであった。

今後は学校生活アンケートについては、アンケートを基に個人面談を行い記載内容の確認を行い、その結果について広く情報共有するとともに管理職も報告を受け、必要であれば支援体制について指示するようにする。

9 3月9日（水）の件の学校の対応について

教員甲のクラスメイト全員に聞かせる形でメモを読み上げた意図については、教員本人が異なると申し出ており真相の確認ができないが、実際にあった事象については概ね事実と考える。

真意は定かではないものの、結果として本人に羞恥心を覚えさせ心身の苦痛を及ぼしたことは事実であり、配慮が足りず不十分な対応であった。

今後は、生徒への指導方法について、個別指導・集団指導などの適否を十分に検討し判断するように、研修を実施する。

10 マイ学について

概ね事実と考える。2週連続となっていることにも注目し、その背景要因を探るために適切な声かけや助言をする必要があった。

今後はマイ学については、なぜ提出できないのか等背景要因にも着目し、学年団等複数で検討し対応していく。

11 当該校でのいじめ問題への対応姿勢について

概ね事実と考える。いじめ問題を過去の出来事との関連性や連続性に着目し背

景要因を探る必要があった。「いじめ防止法」によるいじめの定義をしっかりと押さえ、いじめの疑いがある時点から対応する必要があった。

今後は年度当初には職員会議で「いじめ防止基本方針」について再確認し、「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、教職員の対応力を高めていく。

1 2 教育委員会の対応について

概ね事実と考える。学校からのいじめ認知報告様式により、事案を確認し学校を支援する必要があった。また、学校に3ヵ月間の経過観察の実施について指導し確認していたが、その確認方法や報告方法についてはマニュアル化する必要があった。

令和6年度より「いじめ概要報告」の様式に、被害生徒名や3ヵ月後の経過観察後の状況について記入欄を設けるよう変更し、市教委が連続性や状況確認をし後方支援することをマニュアル化している。

第3 いじめ防止基本方針に基づく検討

1 当該校のいじめ防止基本方針に基づく対応が不十分であったこと

概ね事実と考える。「いじめ防止基本方針」があるものの組織的にチームとして機能していなかった。一部の関係教職員のみで対応していたことが要因であると考え。

今後は、年度当初には職員会議で「いじめ防止基本方針」について再確認し、「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、早期対応、早期解決に努めていく。

2 いじめの問題に対する当該校の基本姿勢の問題点

概ね事実と考える。本人への対応が表面的・表層的になった要因は、学年教員間の情報共有が乏しくその要因は同僚性の問題があったと考える。また、「いじめ防止法」や「いじめ防止基本方針」に対する校内研修が不十分であったと考える。

今後は年度当初には職員会議で「いじめ防止基本方針」について再確認し、「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、確認をしていく。

3 いじめの未然防止に向けた取り組みの問題点

概ね事実と考える。「いじめ防止法」や「いじめ防止基本方針」に対する校内研修が不十分であったと考えられ、管理職や生徒指導担当の指示により対応することが常習化していたと考えられる。また、学年教員間の情報共有が乏しくその要因は同僚性の問題があったと考える。

今後は日頃より情報共有する時間を確保し、コミュニケーションを図るようにしていく。

4 いじめ早期発見に向けた取り組みの問題点

概ね事実と考える。「いじめ防止法」や「いじめ防止基本方針」に対する校内研修が不十分であったと考える。

今後は「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、確認をしていく。また、SCやSSWの活用を積極的に行うとともに、教育支援センターとも連携していく。

5 いじめ早期解決に向けた取り組みの問題点

概ね事実と考える。「いじめ防止法」や「いじめ防止基本方針」に対する校内研修が不十分であったことや、学年間職員の同僚性の問題があり情報共有する内容が乏しかったと考える。

今後は「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、確認をしていく。また、SCやSSWの活用を積極的に行うとともに、教育支援センターとも連携していく。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの初動が遅く、認識が薄い

概ね事実と考える。インターネットを通じて行われるいじめの対応マニュアルが市教委・学校ともになかったことと、SNSによるいじめの拡散防止の観点が緩かったことが要因と考える。

令和6年6月に、「SNSによるいじめ事案の対応マニュアル」を市教委で策定し、各小中学校に研修・周知するとともに、これにより対応するよう改善している。

第4 特に重要と思われる問題点の指摘

1 いじめ対応チームが稼働したことがなかった

概ね事実と考える。いじめが疑われる事象が起こったときは、いじめを把握した者が主となって対応することが多く、生徒指導委員会において一部教職員により対応していたことが要因と考える。

提言後、教職員研修を行い、いじめ事案についてはいじめ対応チームとして対応するよう共通認識している。

2 情報共有とその捉え方に大きな課題がある

概ね事実と考える。情報共有の課題については、教職員の同僚性の問題や組織文化的な問題があったと考える。

今後は日頃から教職員の関係性が良好となるように努めるとともに、生徒指導記録や教育相談記録などを活用し、情報共有を定期的に行うようにしていく。

3 いじめとして認知した後の対応にも大きな問題がある

概ね事実と考える。生徒指導委員会や学年内の一部職員および管理職のみで対応をしようとしていたことが要因と考える。養護教諭やSCと情報共有し専門的な助言を受け、心理的なフォローをする必要があった。

今後は「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、確認をしていく。また、SCやSSWの活用を積極的に行うとともに、教育支援センターとも連携していく。

4 背景要因としての同僚性の問題

概ね事実と考える。生徒に関する情報共有を即時性をもって迅速に行う仕組みづくりがなかったこと、風通しのよい関係性づくりの構築ができていなかったことが要因と考える。生徒に関する情報共有がもっと頻回に適時に行われるべきであった。

今後は定期的に情報共有する時間を設定し、共通理解し指導や支援を行うようにしていく。

5 いじめた生徒に対する指導の問題

3月9日の国語の授業中の教員甲の言動の意図については、当事者は異なると申し出ており真相の確認ができないが、当委員会としては事象については概ね事実と考える。

今後は教職員全体研修会や校内研修会を定期的実施し、いじめた生徒に対する指導についてのみに注力することなく、いじめられた生徒への支援についてもいじめ対応チームとして検討をしていく。

6 教育委員会の課題

概ね事実と考える。いじめ対応をする学校の後方支援については、マニュアル化されたものがなかった。

令和6年度より「いじめ概要報告」の様式を変更し、被害生徒名を確認することで連続性や3ヵ月後の経過観察後の状況についても確認し支援することとしている。また、令和6年6月に、「SNSによるいじめ事案の対応マニュアル」を市教委で策定し、各小中学校に周知・研修するとともに、これにより市教委も指導し支援するよう改善している。

第5 学校への提言について

(1) いじめ認知に対する判断基準の共通認識

提言を実行していく。年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」とともに教職員で確認し、校内研修会を定期的に行っていく。また、いじめ認知後は認知者、学年、担当者、管理職と報告を行い即時対応をし、ケース会議、いじめ対応

チームの招集判断、いじめ対応チーム会議後の経過観察を行っていく。

(2) いじめの対応委員会の立ち上げ

提言を実行していく。いじめが認知されたときは、いじめ対応チームを招集し対応し、見守りをしていくことをマニュアル化し実行していく。

(3) 管理職の意識向上

提言を実行していく。年間3回行う生徒アンケートに目を通すようにし、管理職が対応について指示をするようにする。

(4) 教職員、SC、SSWの連携体制の強化

提言を実行していく。養護教諭を含め学校チームとしてSCやSSW等専門家の活用について被害生徒や保護者に紹介し、心のケアを行うようにする。

(5) いじめ可視化

提言を実行していく。従来通り年間3回の生徒アンケートを継続実施するとともに、アンケートの記載内容を担任だけではなく、必ず教職員で共有し対応していくこととする。その際、聞き取りマニュアルを活用し、いじめ対応チームが状況確認を行い、その後はいじめ認知データのバックアップを活用することとする。また、いじめの表面上の事象だけではなく、問題の背景にも着目できるよう校内研修を行う。

(6) 発達特性を持つ生徒へのケア、援助

提言を実行していく。特別支援（通級指導を含む）に関する研修を行うとともに、特別支援委員会や学年部会等で個別対応について共通理解を行う。

(7) いじめの相談をしやすくする

提言を実行していく。援助ニーズが高い子どもたちについて、学年部会等で教職員が共通認識できるようにし、養護教諭やSCにつなぐなど担任だけで抱え込むことがないようにしそれぞれの背景に応じた支援をしていく。

(8) いじめる側のいじめの意識化と心のケア

提言を実行していく。いじめ対応について教職員全体で再確認するとともに、再発防止に向けていじめた側の生徒の背景要因にも着目し、指導だけではなく支援も行っていく。

(9) 配慮が必要な生徒への対応

提言を実行していく。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し学年

部会等で教職員が共通認識できるようにし、養護教諭やSCにつなぐなど担任だけで抱え込むことがないようにしそれぞれの背景に応じた支援をしていく。また、必要に応じてSSWや医療機関とも連携していく。

(10) SC、SSWの効果的な活用

勤務時間の大幅な増加など、将来的な提言を含め実行できるよう努力する。現在のSCやSSWの勤務時間では、1年に1回の面接機会の提供は時間的に困難であり、人材確保に苦慮する面もある。当面は、心のケアや家庭ぐるみでの支援が必要と思われる緊急性の高い生徒・保護者から、迅速に優先的につないでいく。

(11) 生徒に対するいじめ防止教育

提言を実行していく。道徳を中心にいじめの学習をするとともに、学級づくりの根底にいじめ防止教育を置き（いじめ防止教育のカリキュラム化、実践）、日頃から相談しやすい生徒との関係づくりを行っていく。あわせて、「SOSの出し方教育」「心の健康観察」「いのちについて考える」時間等を実施し、児童生徒の教育相談の定期化を行う。

第6 市教委への提言

1 いじめ事案に対する学校との連携

提言を実行していく。令和6年度より「いじめ概要報告」の様式を変更し、被害生徒名を確認することで連続性や3ヵ月後の経過観察後の状況についても確認することとしている。さらに、いじめ防止検証委員会からの提言を受け、令和7年度より加害生徒名や経過観察後の判断理由についても記載する欄を設け、市教委が連続性をもって把握できるようにしている。

2 学校支援機能の強化

提言を実行していく。令和6年度より生じたいじめ事案をアーカイブ化し次学年に引き継ぐとともに、令和6年6月に、「SNSによるいじめ事案の対応マニュアル」を市教委で策定し、各小中学校に研修・周知するとともに、これにより対応するよう改善している。また、「いじめ対応マニュアル」（令和7年3月改訂版）に基づき教職員全体研修会や校内研修会および事例検討会を定期的の実施し、確認をしていく。また、「いじめ防止サミット」を開催し、児童生徒あわせて教職員がいじめについて主体的に考え実践していく機会を提供していく。

さらに、いじめ防止検証委員会を定期的を開催することで、学校や市教委の取組内容の検証を行い、さらに改善を図っていく。